

佐賀県告示第百十七号

公金事務取扱要領（平成四年佐賀県告示第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

第五条第一項中「取引店は」を「取引店及び緊急支払店は」に、「又は出納局」を「、出納局」に改め、「出納員」の下に「又は委任出納員」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。